

別表

「男女共同参画推進市民企画講座」事業経費認定基準

経費区分	補助対象として認められる項目	補助対象として認められない項目
消耗品	<ul style="list-style-type: none"> 認められた印刷物（チラシ・レジюме・アンケート等）の印刷に用いる用紙 講座で用いる表示パネル、講師用飲料水等 チラシ等郵送のための封筒、及び文具類 	<ul style="list-style-type: none"> 内部事務打合せ資料の印刷用紙、その他団体内で使用する消耗品
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> 講座のチラシ、レジюме、アンケート等の印刷 	<ul style="list-style-type: none"> 内部事務打合せのための資料
通信費	<ul style="list-style-type: none"> 市民、他団体及び報道機関等へのチラシ等の郵送費（切手・はがき・後納郵送料） 	<ul style="list-style-type: none"> 内部又は関係者へのチラシ等の郵送費
使用料	<ul style="list-style-type: none"> 講座開催時の会場使用料（さいたま市男女共同参画推進センターの使用は無料。オンライン実施の際に、別会場を利用する場合などの使用料が該当。） 	<ul style="list-style-type: none"> 講座開催までの打合せのための会場使用料
謝礼金	<ul style="list-style-type: none"> 講座開催時の講師の謝礼金 チラシのデザインに伴う謝金 	<ul style="list-style-type: none"> 団体内部会員が講師となった場合の謝礼金等

※事業経費の計上については、全ての領収書の添付が必要となります。領収書のないものは、請求できませんので、必ず領収書を取るよう注意してください。

※事業経費認定基準に記載のない費用については、認定の可否について、必ず支出前に男女共同参画推進センターに相談してください。

※事業経費として認められる支出項目に該当しても、団体及びその会員が持ち合わせているものを使用した場合は、事業経費とは認定されませんのでご注意ください。

（通信費などで当該事業に関わるものであっても、明確に限定出来ないものは事業経費として認定されません。例：オンライン会議システムのアカウント使用料金）

※事業経費として、計上できるものは、市民企画講座に採用後、補助金交付が決定された後に支出した費用です。決定前の支出は計上しないでください。